

取引先各位

萩原建設工業株式会社
総務部

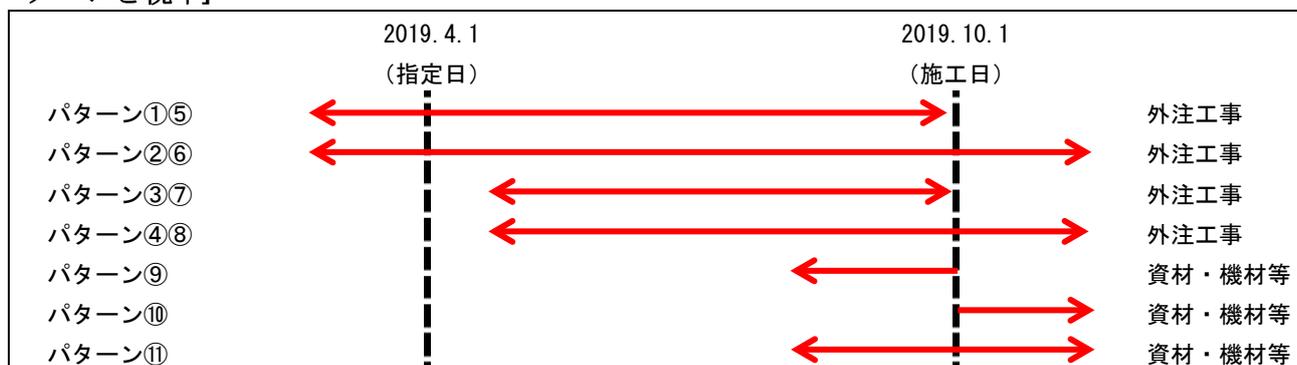
消費税増税に伴う請求書の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

既にご承知のとおり、2019年10月1日より消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、弊社への請求書の取扱いを以下のとおりとさせていただきます。

取引先各位におかれましては、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

[パターンと税率]



A. 外注工事（契約あり）

	契約日	契約工期 (工事終了日)	税率	仕様請求書 様式	備考
パターン①	2019. 3. 31 以前	2019. 9. 30 以前	8%	(消費税 8%)	
パターン②	2019. 3. 31. 以前	2019. 10. 1 以降	8%	(消費税 8%)	経過措置対象注1
パターン③	2019. 4. 1 以降	2019. 9. 30 以前	8%	(消費税 8%)	
パターン④	2019. 4. 1 以降	2019. 10. 1 以降	10月請求より10% 及び2%精算注2	(消費税 10%) (消費税精算)	消費税精算

B. 外注工事（注文契約なし）

	工事開始日	工事完了日	税率	仕様請求書	備考
パターン⑤	2019. 3. 31 以前	2019. 9. 30 以前	8%	(消費税 8%)	
パターン⑥	2019. 3. 31. 以前	2019. 10. 1 以降	10月請求より10%	(消費税 10%)	
パターン⑦	2019. 4. 1 以降	2019. 9. 30 以前	8%	(消費税 8%)	
パターン⑧	2019. 4. 1 以降	2019. 10. 1 以降	10月請求より10%	(消費税 10%)	

C. 上記A、B以外（資材・機材等） ※納入日ベース

	納入日	税率	仕様請求書	備考
パターン⑨	2019. 9. 30 以前	8%	(消費税 8%)	
パターン⑩	2019. 10. 1 以降	10%	(消費税 10%)	
パターン⑪	10月分請求にて9月及び 10月に納入	9月納入分 8% 10月納入分 10%	(消費税 8%) (消費税 10%)	分割請求注3

- 注1. 指定日（2019年4月1日）の前日までに工事の請負等（外注工事）の契約があり、施工日（2019年10月1日）以降に引渡しがおこなわれる場合は税率8%を適用する経過措置が講じられます。10月以降の出来高についても税率8%でご請求下さい。
なお経過措置対象工事の請求書には指定請求書備考欄に「消費税経過処置」等と記入して下さい。
- 注2. 指定日以降に締結した工事の請負等の契約（外注工事）は、施工日の前日までに引渡しがおこなわれる場合は税率8%ですが、施工日以降に引渡しがおこなわれる場合は税率10%が適用されます。10%適用契約にて9月20日締までの請求に対する2%の税額差分を別紙様式にて10月にご請求下さい。**（消費税精算）**
※消費税の差額請求につきましては「消費税精算」の専用様式をご使用頂き、その月の出来高請求とは別に請求書を発行して下さい。
- 注3. 外注費以外の請求（資材・機材等）にて9月分（9月21日～9月30日）及び10月分（10月1日～10月20日）に納入がある場合は9月分と10月分の請求書を分割し2通作成して下さい。**（分割請求）**

【軽減税率について】

10月1日以降の請求にて軽減税率対象の商品がある場合は、詳細の確認できる明細を添付のうえ消費税10%様式でご請求下さい。

【各パターンの指定請求書様式について】

弊社では各パターンの請求処理の為、3種類の指定請求書を作成しております。弊社HPよりダウンロードのうえご使用下さい。

- 弊社HP（<http://www.hagiwara-inc.co.jp/>） - 協力会社 - 総務部からのお知らせ - 指定請求書のダウンロード

様式	使用内容	パターン
消費税8%	8%税率の対象請求用	パターン①②③⑤⑦⑨⑪
消費税10%	10%税率の対象請求用	パターン④⑥⑧⑩⑫
消費税精算	指定日以降から9月分請求までの差額請求用	パターン④

消費税率が異なるご請求に関しましては、ご不便をお掛け致しますが、消費税8%と10%及び消費税精算の様式に分けて頂きご請求下さいますようお願い致します。

敬具

【本件に関する弊社お問合せ先】

萩原建設工業株式会社 総務部 立花 ・ 武田

TEL 0155-24-3030